

○鑑識鑑定官指定制度実施要綱の制定について（例規通達）

平成 15 年 3 月 10 日

群本例規第 10 号（鑑）警察本部長

（概要）

この規定は、指掌紋、足こん跡及び写真の鑑定に係る業務の適正な実施を図り、もって、ち密な鑑定業務を推進するため、指掌紋、足こん跡又は写真（以下「指紋等」という。）の対照及び鑑定（以下「鑑定等」という。）に関し専門的な知識及び技術を有する者（以下「鑑識鑑定官」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めたものである。